

# 雇用ニュース

2023年4月



(つつじまつり 笠間市)

◇◇ 雇用に関するご相談はハローワークへ！ ◇◇

## － おもな内容 －

- ・ 県内の雇用情勢 . . . . . 2
- ・ 株式会社 小倉工務店を「ユースエール認定企業」として認定しました！ . . . . . 3
- ・ ハローワーク便り . . . . . 4  
(ハローワーク石岡で「令和4年度3月第一回ミニ面接会・説明会」を開催しました！  
ハローワーク水戸がTwitter、LINEを始めました！)
- ・ 「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」受付終了のお知らせ . . . . . 5
- ・ 障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について . . . . . 6～7
- ・ 茨城県雇用関係主要指標 . . . . . 8

## 茨城労働局職業安定部

ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/>

# 株式会社 小倉工務店 を 「ユースエール認定企業」として認定！

詳しくは右ページにてご確認ください。➡

## 県内の雇用情勢

### 令和5年2月 有効求人倍率 1.52倍

「県内の雇用情勢は、求人が求職を上回って推移しているものの、改善の動きが弱まっている。引き続き、物価上昇等が雇用に与える影響を注視していく必要がある。」

#### 新規求人の動き

- ①新規求人数 20,826 人  
前年同月比 16.5 %増
- ・フルタイム 11,525 人 前年同月比 7.6 %増
  - ・パートタイム 9,301 人 前年同月比 29.6 %増

#### ②主要産業別の増減

増加: 宿泊業, 飲食サービス業(前年同月比77.2%増)  
教育, 学習支援業(同64.7%増)  
情報通信業(同61.3%増)  
卸売業, 小売業(同32.8%増)  
学術研究, 専門・技術サービス業(同12.7%増)

減少: 運輸業, 郵便業(同4.8%減) 等

#### 新規求職の動き

- ①新規求職者数 9,303 人  
前年同月比 16.7 %増 5 か月ぶりの増加
- ・フルタイム 5,610 人 前年同月比 12.0 %増
  - ・パートタイム 3,693 人 前年同月比 24.7 %増

#### ②年齢別の状況(常用求職者)

- ・34歳以下の申込状況  
2,199 人 前年同月比 3.5 %増
- ・60歳以上の申込状況  
2,588 人 前年同月比 32.4 %増

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

#### 茨城県の有効求人倍率全国順位

茨城県	1.52 倍	前月に比べて	0.02 ポイント上昇	(全国 10 番目)
全国	1.34 倍	前月に比べて	0.01 ポイント下降	

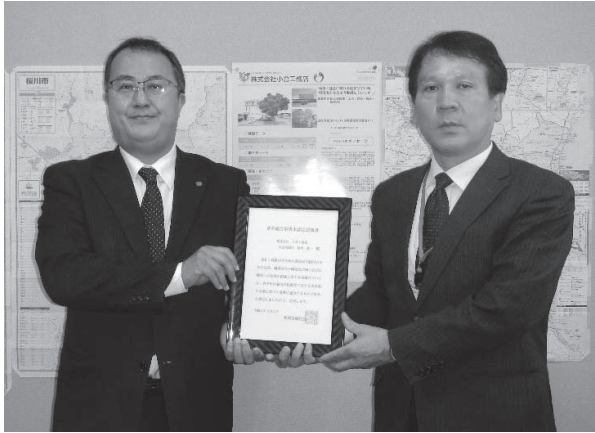
#### 雇用保険の取扱状況

雇用保険受給資格決定件数	2,190 件	前年同月比	15.4 %増	2 か月ぶりの増加
雇用保険受給資格者実人員	7,072 件	前年同月比	4.8 %減	21 か月連続の減少
雇用保険被保険者				
資格取得者数	9,096 件	前年同月比	15.1 %増	2 か月連続の増加
資格喪失者数	9,180 件	前年同月比	9.2 %増	21 か月連続の増加
うち事業主都合離職者数	417 件	前年同月比	1.0 %減	2 か月連続の減少

(注)雇用保険受給資格決定件数は速報値であり、修正があり得る。



# 株式会社 小倉工務店 を 「ユースエール認定企業」として認定！



株式会社 小倉工務店  
代表取締役社長 小倉 健太郎 氏

筑西公共職業安定所  
所長 益子 寿浩

茨城労働局は、若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定企業」として、3月3日付で、株式会社小倉工務店【結城市、代表取締役 岡本眞一】を認定し、認定通知書を交付しました。茨城県では、本制度による認定は16番目となります。

茨城労働局では、若者の採用・育成に積極的で雇用管理の状況などが優良な中小企業を認定する「ユースエール認定制度」を広く周知していくとともに、認定企業の円滑な採用を支援し、若者とのマッチング向上を図っていきます。



## 『株式会社 小倉工務店』ってどんな会社？



～ 地域・社会に誇れる働きやすい職場環境となるよう取り組んでいます～

事業内容：総合建設業（土木・建築・舗装・解体他）

## ユースエール認定企業のメリット

対象：常時雇用する労働者が300人以下の事業主

- ① ハローワークなどで重点的 PR を実施  
「若者雇用促進総合サイト」に認定企業として掲載
- ② ユースエール認定企業は、就職面接会への参加が可能
- ③ 自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能
- ④ 日本政策金融公庫による融資制度
- ⑤ 公共調達における加点評価



※その他、認定基準や制度の詳細については、厚生労働省のホームページを参照してください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000100266.html>



※ 愛称「ユースエール」の解説  
若者 (youth) を応援する (yell を送る) 事業主というイメージを表現しています。

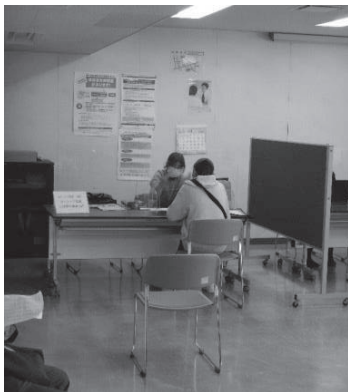
## ハローワーク石岡で 「令和4年度3月第一回ミニ面接会・説明会」 を開催しました！

ハローワーク石岡では管内に就業場所がある事業所への就職を希望される求職者の方等を対象としたミニ面接会・説明会や職場見学会を実施しています。今年度は毎月2回、第3週の火曜日と第4週の木曜日に当所2階会議室においてミニ面接会・説明会を定期開催してまいりました。

3月は14日（火）に第一回目を開催し、事業所4社、10名の求職者の参加があり、内3名が事業所見学につながりました。企業の採用担当者から直接会社の特徴、事業内容や業界について詳しく聞ける貴



面接会の様子1



面接会の様子2

重な機会とあって、各事業所ブースでは事業所の説明に真剣な表情で聞き入る求職者の姿が見られました。時には談笑を交えながら活発な質疑も飛び交い、中には会の終了後直接担当者に詳細を聞きに行かれる方もいらっしゃいました。

参加事業所担当者からは、「人手不足なので、このような場に参加できてよかった。」「多くの求職者の方と話ができ今後につながりそうだ。」などの前向きな感想を聞くことができ、求人活動と求職活動双方に役立つものとなりました。

ハローワーク石岡では、今後も求人者と求職者のマッチング支援を積極的に実施してまいります。

フォロー  
お願いします！

# ハローワーク水戸 が Twitter LINE はじめました！



ハローワーク水戸【公式】



ユーザー名:@hw\_mito

水戸・日立・常陸鹿嶋  
マザーズコーナー



ID:@938ehept

新卒応援ハローワーク  
(水戸・日立)



ID:@110hxdfa

# 「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」 受付終了のお知らせ

## 申請対象期間及び申請期限

休業した期間	申請期限
令和4年12月～令和5年1月	令和5年3月31日（金）
令和5年2月～令和5年3月	令和5年5月31日（水）

**新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金は、  
本年度末をもって終了する予定です。  
申請期限を過ぎると受付できませんのでご注意ください。**

### 【注意点】

- 対象となる休業は、**新型コロナウイルス感染症の影響による休業**に限ります。
- 疾病（**コロナ罹患を含む。**）育児、介護、母性健康管理措置、教育訓練など労働者本人の事情による休みや年次有給休暇は、休業ではありません。
- 郵送申請の場合は**申請期限必着**、オンライン申請の場合は**申請期限内に申請内容を送信**する必要があります。
- オンライン又は郵送で申請期限内に申請していれば、申請書類の不足等でシステムや郵送により返戻を受けたものを申請期限後に再提出する場合であっても、申請期限内に申請されたものとして取り扱っています。



## お問い合わせ

■ 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金HP  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html> (右記QRコード)

■ お問い合わせは厚生労働省コールセンターへ

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター  
電話 0120-221-276 月～金 8:30～20:00 / 土日祝 8:30～17:15



事業主のみなさまへ

## 障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

### Point

①

障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。（令和6年4月以降）

	令和5年度		令和6年4月		令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	⇒	<u>2.5%</u>	⇒	<u>2.7%</u>
対象事業主の範囲	43.5人以上		<u>40.0人以上</u>		<u>37.5人以上</u>

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

### Point

②

除外率が引き下げられます。（令和7年4月以降）

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のように変わります。（現在除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります。）

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	<u>5%</u>
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	<u>10%</u>
・港湾運送業 ・警備業	<u>15%</u>
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	<u>20%</u>
・林業（狩猟業を除く）	<u>25%</u>
・金属鉱業 ・児童福祉事業	<u>30%</u>
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	<u>35%</u>
・石炭・亜炭鉱業	<u>40%</u>
・道路旅客運送業 ・小学校	<u>45%</u>
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	<u>50%</u>
・船員等による船舶運航等の事業	<u>70%</u>



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL050301雇用障01

## Point

③

### 障害者雇用における障害者の算定方法が変更となります。

#### ▶精神障害者の算定特例の延長（令和5年4月以降）。

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになります。

#### ▶一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和6年4月以降）。

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになります。

## Point

④

### 障害者雇用のための事業主支援を強化（助成金の新設・拡充）します。 （令和6年4月以降）

※詳細が決まり次第、別途ご案内予定

#### ▶雇入れやその雇用継続に関する相談支援、加齢に伴う課題に対応する助成金を新設します。

- ◆ 障害者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができるようになります。
- ◆ 加齢により職場への適応が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必要な者の配置や、設備・施設の設置等を行った場合に、助成が受けられるようになります。

#### ▶既存の障害者雇用関係の助成金を拡充します。

障害者介助等助成金（障害者の雇用管理のための専門職や能力開発担当者の配置、介助者等の能力開発への経費助成の追加）や職場適応援助者助成金（助成単価や支給上限額、利用回数の改善等）の拡充、職場実習・見学の受入れ助成の新設など、事業主の皆様の障害者雇用の支援を強化します。

## Q & A

### Q1. 障害者雇用納付金の取扱いはどうなるのでしょうか？

- A1.** ①令和6年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和7年4月1日から同年5月15日までの間）  
新しい法定雇用率（2.5%）で算定していただくこととなります。
- ②令和8年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和9年4月1日から同年5月17日までの間）  
令和8年6月以前については2.5%、  
令和8年7月以降については2.7%で算定していただくこととなります。

### Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

- A2.** 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf>



### Q3. 法定雇用率及び除外率制度について、国や地方公共団体等の取扱いはどう変わりますか？

- A3.** 国や地方公共団体等の法定雇用率については、令和5年度は2.6%、令和6年4月1日から2.8%、令和8年7月1日から3.0%と民間企業と同様に段階的に引き上げとなります。除外率制度についても、同様に10ポイント引き下げられます。
- なお、都道府県等の教育委員会の法定雇用率については、令和5年度は2.5%、令和6年4月1日から2.7%、令和8年7月1日から2.9%となります。

茨城県雇用関係主要指標

項目 年・月	新規求人数			新規求職申込件数			月間有効(月平均)		就職件数 全数	雇用保険 受給者 実人員 (基本手当分)
	全数	うち 2次産業	うち 3次産業	全数	うち 34歳以下 の者	うち 60歳以上 の者	求人全数	求職全数		
元年度月平均	19,036	3,870	14,993	8,550	2,505	1,926	54,463	34,386	2,741	7,444
2年度月平均	16,389	3,328	12,870	8,191	2,282	1,955	46,363	36,398	2,224	9,184
3年度月平均	18,111	4,049	13,865	8,091	2,237	2,055	51,492	37,401	2,225	8,386
3年4月	18,475	4,065	14,203	11,428	2,810	3,710	49,334	40,137	2,637	7,665
5	14,290	3,236	10,887	8,018	2,227	2,153	46,697	39,586	2,204	8,099
6	18,973	4,124	14,633	8,210	2,329	1,922	49,273	38,695	2,460	9,025
7	18,000	3,995	13,801	7,540	2,135	1,796	48,826	36,721	2,219	9,349
8	15,580	3,538	11,870	7,602	2,266	1,709	49,744	36,341	1,864	9,415
9	17,417	4,038	13,194	7,653	2,237	1,878	49,157	36,337	2,103	9,067
10	20,311	4,820	15,222	8,474	2,435	2,008	51,223	37,634	2,131	8,580
11	18,250	3,884	14,144	7,308	2,069	1,737	53,811	37,675	2,142	8,700
12	17,216	4,135	12,919	5,727	1,525	1,413	53,206	35,648	2,107	8,174
4年1月	21,788	4,545	16,999	8,424	2,272	2,058	55,222	35,708	1,795	7,820
2	17,882	3,862	13,817	7,969	2,124	1,955	55,213	36,226	2,075	7,426
3	19,155	4,346	14,626	8,744	2,414	2,317	56,196	38,109	2,965	7,308
4年4月	18,961	4,101	14,531	10,442	2,585	3,492	53,226	39,554	2,411	6,714
5	16,748	3,654	12,873	8,914	2,313	2,580	52,367	40,065	2,347	7,465
6	20,432	4,623	15,571	8,019	2,262	1,959	54,296	39,007	2,383	8,037
7	18,789	4,120	14,425	7,164	2,052	1,787	53,977	37,032	2,088	8,272
8	16,961	3,777	12,961	7,632	2,157	1,773	54,237	36,445	1,992	8,911
9	18,416	4,320	13,824	7,716	2,133	1,865	52,908	36,179	2,185	8,400
10	19,789	4,245	15,282	7,432	2,025	2,003	53,079	36,092	2,147	8,124
11	18,238	3,884	14,132	6,842	1,817	1,744	54,382	34,847	2,034	7,967
12	17,208	3,798	13,086	5,476	1,450	1,392	53,389	32,220	1,859	7,427
5年1月	21,154	4,399	16,572	8,198	2,052	2,235	54,946	32,818	1,662	7,373
2	20,826	4,049	16,641	9,303	2,199	2,588	57,487	35,312	2,301	7,072

項目 年・月	求人倍率(季調値)(倍)				前年同月比増減率(%)								全 国 完全失業者	
	新規		有効		新規求人		新規求職		就職件数		受給者実人員		実数 (万人)	失業率 (季調値) %
	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国		
元年度月平均	2.23	2.35	1.59	1.56	▲ 3.2	▲ 5.4	▲ 3.4	▲ 2.6	▲ 6.5	▲ 8.3	6.3	3.8	162	2.3
2年度月平均	2.00	1.89	1.27	1.10	▲ 13.9	▲ 20.8	▲ 4.2	▲ 1.8	▲ 17.6	▲ 16.8	23.4	22.5	199	2.9
3年度月平均	2.25	2.09	1.38	1.16	10.5	10.2	▲ 1.2	0.1	0.04	1.5	▲ 8.7	▲ 8.7	191	2.8
3年4月	2.12	1.90	1.31	1.10	29.0	15.2	19.6	14.5	7.7	15.9	8.5	23.6	211	2.8
5	1.98	2.13	1.32	1.10	▲ 4.3	7.7	7.5	▲ 0.8	30.9	29.1	0.1	8.4	213	2.9
6	2.35	2.09	1.37	1.13	20.6	5.4	▲ 13.5	▲ 14.1	6.0	7.8	▲ 11.4	▲ 1.8	207	2.9
7	2.24	2.00	1.39	1.14	11.7	8.3	▲ 10.8	▲ 7.7	▲ 2.1	▲ 5.3	▲ 15.0	▲ 9.0	193	2.8
8	2.04	1.99	1.38	1.14	2.6	10.0	2.5	3.9	▲ 2.9	▲ 1.8	▲ 14.2	▲ 11.6	194	2.8
9	2.32	2.07	1.38	1.15	7.3	6.6	▲ 6.1	▲ 0.1	▲ 10.5	▲ 1.4	▲ 17.0	▲ 16.0	194	2.8
10	2.16	2.02	1.37	1.15	6.5	8.7	▲ 1.5	▲ 3.6	▲ 11.1	▲ 6.9	▲ 15.9	▲ 18.1	184	2.7
11	2.26	2.06	1.38	1.17	12.3	12.3	6.0	10.0	2.1	2.3	▲ 5.8	▲ 13.2	183	2.8
12	2.42	2.18	1.36	1.18	16.9	12.2	▲ 4.5	2.8	6.2	▲ 0.9	▲ 6.4	▲ 13.0	173	2.7
4年1月	2.32	2.18	1.39	1.20	12.7	14.6	5.2	6.0	▲ 2.6	1.7	▲ 4.6	▲ 11.6	185	2.8
2	2.32	2.24	1.42	1.21	4.5	9.5	▲ 5.9	▲ 3.9	▲ 3.0	▲ 3.3	▲ 4.0	▲ 13.9	180	2.7
3	2.44	2.19	1.44	1.23	8.4	7.5	▲ 10.7	▲ 3.8	▲ 8.5	▲ 9.1	▲ 7.2	▲ 15.2	180	2.6
4年4月	2.34	2.20	1.44	1.24	2.6	12.3	▲ 8.6	▲ 3.6	▲ 8.6	▲ 8.1	▲ 12.4	▲ 15.8	188	2.5
5	2.23	2.24	1.47	1.25	17.2	17.2	11.2	15.4	6.5	2.2	▲ 7.8	▲ 1.6	191	2.6
6	2.53	2.24	1.48	1.27	7.7	12.0	▲ 2.3	3.3	▲ 3.1	▲ 0.4	▲ 10.9	▲ 4.3	186	2.6
7	2.35	2.32	1.49	1.28	4.4	12.8	▲ 5.0	▲ 5.0	▲ 5.9	▲ 2.3	▲ 11.5	▲ 9.6	176	2.6
8	2.33	2.30	1.50	1.31	8.9	15.1	0.4	1.3	6.9	2.2	▲ 5.4	▲ 4.4	177	2.5
9	2.41	2.30	1.49	1.32	5.7	9.8	0.8	1.7	3.9	▲ 1.9	▲ 7.4	▲ 5.5	187	2.6
10	2.44	2.33	1.50	1.34	▲ 2.6	7.9	▲ 12.3	▲ 6.3	0.8	▲ 3.3	▲ 5.3	▲ 4.5	178	2.6
11	2.42	2.38	1.52	1.35	▲ 0.1	8.7	▲ 6.4	▲ 6.4	▲ 5.0	▲ 5.6	▲ 8.4	▲ 5.8	165	2.5
12	2.44	2.38	1.52	1.36	0.0	4.8	▲ 4.4	▲ 6.4	▲ 11.8	▲ 7.3	▲ 9.1	▲ 5.3	158	2.5
5年1月	2.39	2.38	1.50	1.35	▲ 2.9	4.2	▲ 2.7	▲ 2.7	▲ 7.4	▲ 6.1	▲ 5.7	▲ 2.9	164	2.4
2	2.31	2.32	1.52	1.34	16.5	10.4	16.7	5.8	10.9	5.1	▲ 4.8	▲ 1.3	174	2.6

- (注) 1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。  
 2. 新規求職申込件数の「うち34歳以下の者」、「うち60歳以上の者」とは、パートを含む常用。  
 3. ▲印は減少を示す。  
 4. 求人倍率と全国完全失業者については月平均。  
 5. 令和4年12月以前の季調値は令和5年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。  
 6. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。